

ご利用者各位

地方独立行政法人大阪産業技術研究所

## 利用者登録（更新） 手続時又は来所受付時の 「居住者／非居住者」「特定類型該当者」 申告について（お願い）

外国為替及び外国貿易法等関係法令に基づく安全保障貿易管理（※）制度上、当研究所の業務である技術相談、依頼試験、装置使用、研修等も技術の提供に該当し、「非居住者」又は「特定類型該当者」に対して提供を行う際には、経済産業大臣の許可が必要な場合があります。

このため、当研究所の利用者登録（更新）手続時又は来所受付時に、「居住者／非居住者」「特定類型該当者」の申告をしていただくことになりましたので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

※安全保障貿易管理とは、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的として、武器や軍事転用可能な技術や貨物が、我が国及び国際的な平和と安全を脅かすおそれのある国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐための技術の提供や貨物の輸出の管理を行うことです。  
我が国の安全保障貿易管理は、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）、外国為替令（昭和 55 年政令 260 号）等で定められています。

### 記

- 申告方法： 来所いただいた際に受付窓口でお渡しする利用者登録（更新）申込書の「居住者／非居住者」「特定類型該当者」申告欄にて、該当区分を申告していただきます。
- 運用開始： 令和 4 年 5 月 2 日（月）より
- すでに利用者登録済みで登録有効期間（3 年）以内の方にも、5/2 以降ご利用の際には、改めて利用者登録更新手続きをお願いします。
- 利用者登録をされない同行者の方にも、来所いただいた際に別途、受付窓口で申告していただきます。
- 来所されずに、利用者登録又は利用者登録更新を希望される方は、お問い合わせください。
- 「居住者／非居住者」「特定類型該当者」の区分は以下の 1. 2. のとおりです。来所される前にあらかじめご確認ください。「非居住者」又は「特定類型該当者」の方に技術の提供を行う場合には、別途、取引審査等の手続きを行いますので、あらかじめご了承ください。

#### 1 居住者・非居住者

|            | 居住者   | 非居住者  |
|------------|---|---|
| <b>日本人</b> | ① 我が国に居住する者<br>② 日本の在外公館に勤務する者                              | ① 外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者<br>② 2 年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者<br>③ 出国後外国に 2 年以上滞在している者<br>④ 上記①～③に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が 6 月未満の者 |
| <b>外国人</b> | ① 我が国にある事務所に勤務する者<br>② 我が国に入国後 6 月以上経過している者                 | ① 外国に居住する者<br>② 外国政府又は国際機関の公務を帯びる者<br>③ 外交官又は領事館及びこれらの随員又は使用人（ただし、外国において任命又は雇用された者に限る。）                                       |
| <b>法人等</b> | ① 我が国にある日本法人等<br>② 外国の法人等の我が国にある支店、出張所、その他の事務所<br>③ 日本の在外公館 | ① 外国にある外国法人等<br>② 日本法人等の外国にある支店、出張所、その他の事務所<br>③ 我が国にある外国政府の公館及び国際機関  |

2 特定類型該当者 ※居住者（自然人）であるが、非居住者の影響を強く受けている状態にある者で  
下記に該当する者

**特定類型該当者**

- ① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体（以下「外国法人等」という。）又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行若しくは外国の政党その他の政治団体（以下「外国政府等」という。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者（ただし、(イ)(ロ)に掲げる場合を除く。）

例 ○外国企業と兼業している日本企業の従業員  
○外国企業の取締役等に就任している日本企業の取締役等又は従業員 など  
（ただし、外資系の日本法人は、外国企業ではありません）

(イ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、当該本邦法人又は当該者が、当該外国法人等又は当該外国政府等との間で、当該本邦法人による当該者に対する指揮命令又は当該本邦法人に対して当該者が負う善管注意義務が、当該外国法人等若しくは当該外国政府等による当該者に対する指揮命令又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意している場合

(ロ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、グループ外国法人等（当該本邦法人の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等又は当該本邦法人により議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有される外国法人等をいう。以下同じ。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該グループ外国法人等の指揮命令に服する又は当該グループ外国法人等に対して善管注意義務を負う場合

- ②外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう。）を得ている者又は得ることを約している者

例 ○外国政府等から経済的な支援を受けている従業員  
○外国政府等から過去に貸与等の形で利益を受けたが返済を免除され、債務履行請求権の不行使という利益を現に得ている従業員 など

- ③本邦における行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受ける者

例 ○外国政府からの指示で日本のある調査を依頼されている従業員 など

注) 1、2とも経済産業省のホームページを参考にして記載。

**<利用者登録に関するお問い合わせ先>** （受付時間： 平日 9:00～12:15、13:00～17:30）

地方独立行政法人大阪産業技術研究所 和泉センター 総合受付 電話 0725-51-2525  
森之宮センター 一般案内 電話 06-6963-8011